神戸観光 MaaS 協議会設置要綱

令和6年1月12日 令和6年8月1日 都市局長決定

(目的)

第1条 神戸市への観光誘客の推進と市内の回遊性向上のため、公共交通と観光施設との連携により、移動の利便性を向上させる MaaS の実現にあたり、専門的な知見を求めるとともに、事業者間の協働を促進することを目的に「神戸観光 MaaS 協議会」(以下「協議会」という。)」を設立する。

(活動内容)

- 第2条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる項目について協議を行う。
- (1) 神戸市内における MaaS の実現に向けた検討に関すること
- (2) 委員間の情報共有および協働の促進に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

- 第3条 協議会は委員及びオブザーバーにより構成する。
- 2 協議会の委員は、別表1に掲げる者又は団体に属する者とする。
- 3 協議会のオブザーバーは、別表2に掲げる者又は団体に属する者とする。
- 4 委員は協議会において協議を行うものとし、オブザーバーは協議会においてその他協議に必要となる意見を述べることができる。
- 5 委員及びオブザーバーの任期は就任した年の翌年の3月31日とする。再任は妨げない。

(役員)

- 第4条 協議会に会長を置く。会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 2 会長については、都市局長が指名する。
- 3 会長の任期は委員の任期と同じとする。再任は妨げない。

(ワーキンググループの設置)

- 第5条 協議会に「企画ワーキンググループ」「関西 MaaS 連携ワーキンググループ」、地域ごとのデジタルコンテンツの開発を行う「エリアコンテンツ開発ワーキンググループ」を置く。また、必要に応じてその他ワーキンググループを設置することができる。
- 2 「企画ワーキンググループ」、「関西 MaaS 連携ワーキンググループ」、その他ワーキンググループの参加団体については協議会が別途定める。
- 3 「エリアコンテンツ開発ワーキンググループ」の参加団体については、企画ワーキンググルー プが別途定める。

(成果物等の帰属)

- 第6条 協議会の活動に関連した成果物等については、次のとおり定める。
- (1) 会員が提供した資料、情報等にかかる著作権等は当該会員に帰属する。
- (2) 協議会での活動で生ずる成果物(企画券等)については、当該成果物の製作に参画した会員及び法人等に帰属し、協議会には帰属しない。
- (3) 前号の権利の帰属の詳細については、成果物の製作に参画した当事者間で別途協議し定める。

(協議会の公開)

- 第7条 協議会は、これを公開とする。ただし、会長が公開しないと決めた情報については、この限りではない。
- 2 ワーキンググループの活動については非公開とする。
- 3 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を準用する。

(守秘義務)

第8条 委員、オブザーバー、事務局及びその他協議会へ参加した者は協議会の活動において知り 得た情報のうち秘密とされたものについては、協議会の期間に関わらず第三者に開示又は漏洩し てはならない。ただし、既に公表されている情報及び開示される情報に関するすべての関係者か ら事前の了承を得た場合はこの限りではない。

(事務局)

- 第9条 協議会の事務局は、神戸市都市局交通政策課に置く。
- 2 事務局長は神戸市都市局交通政策課課長(交通政策担当)とする。
- 3 事務局は会の庶務を務める。

(要綱の変更、疑義)

第10条 本要綱の改廃、変更、その他必要な事項は都市局長が定めるものとする。

(附則)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月15日より施行する。

(附則)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月1日より施行する。

別表1

氏名または団体名

国立大学法人 神戸大学 小谷 通泰 名誉教授

独立行政法人国立高等専門学校機構 呉工業高等専門学校 神田 佑亮 教授

東京都立大学法人 東京都立大学 清水 哲夫 教授

モビリティジャーナリスト 楠田 悦子 氏

神戸電鉄株式会社

山陽電気鉄道株式会社

神戸市交通局

神戸新交通株式会社

神姫バス株式会社

神戸六甲鉄道株式会社

一般財団法人神戸観光局

株式会社神戸ウォーターフロント開発機構

神戸市

別表2

氏名または団体名

西日本旅客鉄道株式会社

阪急電鉄株式会社

阪神電気鉄道株式会社

国土交通省近畿運輸局

その他会長が認める者